様式第7号（第8条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 写真 | 粕屋町危険廃屋等の適正な管理に関する条例（抜粋）  （代執行）  町長は、第10条　町長は、当該所有者等が第8条の規定による命令を履行しない場合において、他の手段によってその履行を確保することが困難であり、かつ、その不履行を放置することが著しく公益に反すると認められるときは、行政代執行法（昭和23年法律第43号）の定めるところにより、町長が所有者等のなすべき行為を履行し、又は第三者をしてこれをなさしめることができる。この場合においては、その費用を当該所有者等から徴収するものとする。  2　前項の規定による代執行を行うために現場に派遣される執行責任者は、その者が執行責任者たる本人であることを示す証票を携帯し、要求があるときは、何時でもこれを提示しなければならない。  　粕屋町危険廃屋等の適正な管理に関する条例施行規則（抜粋）  （代執行）  第8条　条例第10条の規定による代執行は、発送の日から起算して14日以内の履行期限を定めた戒告書（様式第5号）を送達し、その期限までに履行しない所有者等に対し、代執行令書（様式第6号）により通知して行うものとする。  2　条例第10条第2項に規定する証票は、行政代執行責任者証（様式第7号）とする。 |
| 行政代執行責任者証  第　　　　　号  年　　月　　日  所属  職名  氏名  生年月日　　　年　　月　　日  1　代執行を行う事項  2　代執行を行う時期  　　　　　　年　　月　　日  　上記の者は、粕屋町危険廃屋等の適正な管理に関する条例第10条第2項に規定する執行責任者であることを証明する。  　粕屋町長　　　　　　　　印 |